

東京学芸大学特任教員選考要項の一部改正について

改正理由：教授会組織の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）における特任教員の選考手続及び選考基準については、東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号。以下「教員選考規程」という。）<u>第28条</u>の規定に基づき、この要項の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要項において「特任教員」とは、国立大学法人東京学芸大学特任教員就業規則（<u>令和4年規則第27号</u>。以下「特任教員就業規則」という。）に規定するものをいう。</p> <p>2 この要項において「学系」、「群」及び「教室」とは、東京学芸大学教育学部運営規程（平成12年規程第17号）に規定するものをいう。</p> <p>3 この要項において「<u>機構</u>」とは、<u>大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構及び教育インキュベーション推進機構</u>をいう。</p> <p>4 この要項において「<u>教授会</u>」とは、<u>各学系教授会、教職大学院教授会及び機構教授会</u>をいう。</p> <p>(選考)</p> <p>第3条 各教室において、特任教員の配置を必要とするときは、特任教員の配置申請について（様式第1）により、当該教室が所属する群を所管する学系長を通じて、学長に配置申請を行い、教員人事会議の承認を得なければならない。</p> <p>2 特任教員の選考は、教授会の選考した候補者のうちから、学長が行う。</p> <p>3 <u>教育学研究科教育実践創成講座（以下「教職大学院」という。）に特任教員の配置を必要とするときは、第1項中「各教室」を「教職大学院」と、「当該教室が所属する群を所管する学系長」を「教職大学院長」と、第4条第7項中「学系長」を「教職大学院長」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 <u>大学教育研究基盤センター機構国際交流／留学生センター（以下「国際交流／留学生センター」という。）に特任教員の配置を必要とするときは、第1項中「各教室」を「国際交流／留学生センター」と、「当該教室が所属する群を所管する学系長」を「機構長」と、第4条第7項中「学系長」を「機構長」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(選考手続等)</p> <p>第4条 前条に規定する特任教員候補者の選考は、特任教員候補者選考委員会（以</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）における特任教員の選考手続及び選考基準については、東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号。以下「教員選考規程」という。）<u>第29条</u>の規定に基づき、この要項の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要項において「特任教員」とは、国立大学法人東京学芸大学特任教員就業規則（<u>平成18年規則第22号</u>。以下「特任教員就業規則」という。）<u>第2条</u>に規定するものをいう。</p> <p>2 この要項において「学系」、「群」及び「教室」とは、東京学芸大学教育学部運営規程（平成12年規程第17号）に規定するものをいう。</p> <p>(選考)</p> <p>第3条 各教室において、特任教員の配置を必要とするときは、特任教員の配置申請について（様式第1）により、当該教室が所属する群を所管する学系長を通じて、学長に配置申請を行い、教員人事会議の承認を得なければならない。</p> <p>2 特任教員の選考は、教授会の選考した候補者のうちから、学長が行う。</p> <p>(選考手続等)</p> <p>第4条 前条に規定する特任教員候補者の選考は、特任教員候補者選考委員会（以</p>

下「選考委員会」という。)が候補者として選考した者のうちから、当該教授会 (以下「教授会」という。)が行う。

2・3 〔省略〕

4 選考委員会委員長は、前項により候補者を選考したときは、特任教員候補者選考調書(様式第3)により、その選考に至った経緯を速やかに教授会に報告し、選考に付さなければならない。この場合において、選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。

5 〔省略〕

6 第1項の規定にかかわらず、現に本学の専任の大学教員として勤務する者及び本学の専任の大学教員として勤務したことのある者並びに特任教員として選考されたことがある者については、在職時と同じ職名相当で選考する場合のみ、選考を省略するものとする。

7 学系長は、特任教員候補者を選考(前項により選考を省略した候補者を含む。)したときは、特任教員候補者選考調書(様式第3)(前項の規定により選考を省略した場合は除く。)及び特任教員候補者選考結果報告書(様式第4の1)(前項の規定により選考を省略した場合は、特任教員候補者選考結果報告書(様式第4の2)により、選考結果を学長、教員人事会議及び教授会に報告しなければならない。

8・9 〔省略〕

〔省略〕

(選考結果報告)

第7条 学長は、候補者の採用等を決定したときは、特任教員選考結果報告書(様式第5)により、教育研究評議会に報告するものとする。

(選考委員会の構成)

第8条 各学系に配置する特任教員の選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。

- (1) 当該教室が所属する群を所管する学系長
- (2) 当該教室の教室主任
- (3) 当該教室に所属する教授 1名
- (4) 当該教室を構成する分野が所属する学系及び機構の教授 3名

2 教職大学院に配置する特任教員の選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。

- (1) 教職大学院長
- (2) 副教職大学院長
- (3) 当該プログラムを担当する教授 1名

下「選考委員会」という。)が候補者として選考した者のうちから、当該学系の教授会 (以下「教授会」という。)が行う。

2・3 〔省略〕

4 選考委員会委員長は、前項により候補者を選考したときは、特任教員候補者選考調書(様式第3)により、その選考に至った経緯を速やかに教授会に報告し、選考に付さなければならない。この場合において、選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。

5 〔省略〕

6 第1項の規定にかかわらず、現に本学の専任の大学教員として勤務する者及び本学の専任の大学教員として勤務したことのある者並びに特任教員として選考されたことがある者については、在職時と同じ職名相当で選考する場合のみ、選考を省略するものとする。

7 学系長は、特任教員候補者を選考(前項により選考を省略した候補者を含む。)したときは、特任教員候補者選考調書(様式第3)(前項の規定により選考を省略した場合は除く。)及び特任教員候補者選考結果報告書(様式第4の1)(前項の規定により選考を省略した場合は、特任教員候補者選考結果報告書(様式第4の2)により、選考結果を学長、教員人事会議及び教授会に報告しなければならない。

8・9 〔省略〕

〔省略〕

(選考結果報告)

第7条 学長は、候補者の採用等を決定したときは、特任教員選考結果報告書(様式第5)により、教育研究評議会に報告するものとする。

(選考委員会の構成)

第8条 各学系の選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。

- (1) 当該教室が所属する群を所管する学系長
- (2) 当該教室の教室主任
- (3) 当該教室に所属する教授 1名
- (4) 当該教室を構成する分野が所属する学系及び施設・センターの教授 5名

(4) 当該プログラム以外のプログラムを担当する教授 3名

3 国際交流/留学生センターに配置する特任教員の選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。

(1) 機構長

(2) 機構に所属する教授 1名

(3) 機構教授会構成員から機構長が指名する教授（大学教育研究基盤センター機構に所属する者を除く。） 4名

4 前3項の規定にかかわらず、当該教室若しくは機構に所属する教授若しくは当該プログラムを担当する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、当該教室若しくは機構に所属する准教授若しくは講師又は当該プログラムを担当する准教授若しくは講師をもって委員とすることができる。

(選考委員会の委員長)

第9条 選考委員会に委員長を置き、第8条第1項第1号、第2項第1号又は第3項第1号の者をもって充てる。

2 委員長は、選考委員会を招集し、議長となる。

3 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。

(選考委員会の開催等)

第10条 選考委員会の開催は、委員長が必要と認める場合には、電子的な開催方法等により、遠隔会議又は書面審議にて開催することができるものとする。

2 選考委員会が遠隔会議又は書面審議にて開催される場合、第4条第2項の投票は電子的方法を用いることができるものとする。

(選考委員会の定足数)

第11条 選考委員会は、全委員の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

〔省略〕

様式第1

〇〇年〇〇月〇〇日

2 前項の規定にかかわらず、当該教室に所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、当該教室に所属する准教授若しくは講師をもって委員とすることができる。

(選考委員会の委員長)

第9条 選考委員会に委員長を置き、当該学系長をもって充てる。

2 委員長は、選考委員会を招集し、議長となる。

3 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。

(選考委員会の開催)

第10条 選考委員会を開催するときは、当該学系長は、日時、場所及び委員名を教授会に報告するものとし、これにより難い場合は、開催日の1週間前（電子メール等又は電子掲示板等で公示する場合は前日）までに公示することにより替えることができる。

(選考委員会の定足数)

第11条 選考委員会は、全委員の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

(教育実践専門職高度化専攻に配置する特任教員)

第12条 この要項の規定にかかわらず、教育実践専門職高度化専攻に配置する特任教員の選考については、東京学芸大学教職大学院専任教員等選考要項（平成22年1月28日制定）の定めるところによるものとする。

〔省略〕

様式第1

第 号  
年 月 日

東京学芸大学長 殿

〇〇〇〇〇長

特任教員の配置申請について

下記のとおり、特任教員の配置を申請します。

記

No.〇

	教室名等	配置枠	配置種別	採用予定年月日	週勤務予定日数	職務内容	その他
1							
2							
3							
4							
5							

〔省略〕

様式第3

特任教員候補者選考調書

東京学芸大学長 殿

〇〇〇学系長 印

特任教員の配置申請について

下記のとおり、特任教員の配置を申請します。

記

1. 配置を必要とする教室
2. 配置を必要とする理由
3. 特任教員採用予定日
4. 職務内容 (担当業務等)
5. その他

〔省略〕

様式第3

特任教員候補者選考調書

( ○ ○ ○ ○ )

年 月 日  
○ ○ ○ 教授会

[省略]

様式第4の1

特任教員候補者選考結果報告書

<u>教室名等</u>	氏名	<u>年齢</u>	区分	[省略]

「年齢」は、採用予定年月日現在

「区分」欄には、配置種別及び特任教授、特任准教授、特任講師又は特任助教の別を記載する。

様式第4の2

特任教員候補者選考結果報告書

<u>教室名等</u>	氏名	<u>年齢</u>	区分	[省略]

「年齢」は、雇用期間開始時における年齢を記載する。

「区分」欄には、配置種別及び特任教授、特任准教授、特任講師又は特任助教の別を記載する。

「備考」欄には、第4条第6項により選考を省略する場合は、前回の雇用年度を記

( ○ ○ ○ ○ 教室 )

年 月 日  
○ ○ ○ 学系教授会

[省略]

様式第4の1

特任教員候補者選考結果報告書

<u>教室名</u>	<u>ふりがな</u> 氏 名 ( <u>年齢</u> )	区分	[省略]

「年齢」は、採用予定年月日現在

様式第4の2

特任教員候補者選考結果報告書

<u>教室名</u>	<u>ふりがな</u> 氏 名 ( <u>年齢</u> )	区分	[省略]

「年齢」は、雇用期間開始時における年齢を記載する。

「区分」欄には、特任教授、特任准教授、特任講師又は特任助教の別を記載する。

「備考」欄には、第4条第6項により選考を省略する場合は、前回の雇用年度を記

載する。

様式第5

特任教員選考結果報告書

選考区分	所属	職名	氏名	<u>年齢</u>	雇用期間	備考
採用						

〔省略〕

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

載する。

様式第5

特任教員選考結果報告書

選考区分	所属	職名	<u>ふりがな</u> 氏名 <u>(年齢)</u>	雇用期間	備考
採用					

〔省略〕